

7月27日(木) 14:00～16:00 東京八重洲

インサイダー取引の実務対応

～当局による調査開始後の対応を中心に～

平成26年4月1日施行の改正金融商品取引法により、インサイダー取引規制に関し、情報伝達行為、取引推奨行為に対する規制が導入されました。これを受け、昨今、情報伝達行為等の摘発が相次ぎ、有罪事例も出てきています。ひとたび、重要事実の情報伝達行為等を行ったとの嫌疑を受けた場合には、当局による捜査に企業そのものが晒されることとなり、様々なステークホルダーを巻き込んだ問題に発展することになります。

本セミナーでは、実際に情報伝達行為等の嫌疑を企業の内部者が受け、企業が捜査の対象となった場面に起きる問題点や押さえておきたいポイントを解説しつつ、企業が日常において行っておくべき予防策について考えていきます。

>> プログラム

① はじめに

～インサイダー取引規制に関する近時の動向

② インサイダー取引規制の概要

- ・「重要事実」とは何か ～子会社の情報を中心に
- ・情報伝達行為・取引推奨行為の規制
- ・具体的なサクション（課徴金・罰金、両罰規定）

③ 当局による捜査・調査があった場合の実務対応

- ・課徴金納付命令に関する勧告に向けた調査と犯則事件調査の違い
- ・事情聴取・搜索差押・強制捜査等への対応
- ・ステークホルダーへの対応
～株主、主要取引先、証券取引所、マスコミ等はどう対応するか
- ・内部調査の実施と社内処分
- ・開示の内容とタイミング
- ・課徴金納付命令、起訴に不服がある場合

④ インサイダー取引を予防するためにとるべき方策

- ・法改正や組織変更等に応じた内部者取引防止規程の改正と運用
- ・実効性確保のための方策
- ・子会社情報の管理体制の整備

>> 受講料

Business Law Journal購読者	16,200円（うち消費税1,200円）
一般	18,360円（うち消費税1,360円）

【Business Law Journal購読者の方】

webよりお申し込みの際、備考欄に「Business Law Journal購読者」とご記入ください。購読者価格の請求書をご郵送いたします。

>> 講師

弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー弁護士
佐藤 俊 氏

2004年慶應義塾大学法学部法律学科卒、2005年弁護士登録、2014年パートナー就任。
 弁護士法人大江橋法律事務所において「危機管理・コンプライアンスプラクティスグループ」に所属し、企業不祥事発生時における危機管理・調査対応や、窮境企業の再生等、クライシス・マネジメント業務全般を行う。



>> 会場：SMBCコンサルティング セミナーホール



東京都中央区八重洲1-3-4
 三井住友銀行呉服橋ビル

J R：東京駅八重洲北口より徒歩約5分 東京駅日本橋口より徒歩約3分
 地下鉄：日本橋駅A3出口より徒歩約1分 三越前駅B3出口より徒歩約5分

お申込み

SMBCセミナー

検索

<http://www.smbc-consulting.co.jp>

お問合わせ

TEL：0120-398-821 FAX：0120-046-365
 SMBCコンサルティング 教育事業部



三井住友銀行グループ
SMBC コンサルティング

BUSINESS LAW
レクシスネクシス・ジャパン
JOURNAL